

東日本大震災復興特別区域法に  
規定する国と地方の協議会における  
協議の経過及び内容に関する報告書

平成 25 年 12 月

東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 12 条第 10 項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

## 1 岩手県における国と地方の協議会の設置

平成 25 年 9 月 11 日、内閣総理大臣及び岩手県知事は、岩手県における国と地方の協議会を設置した。

## 2 岩手県における国と地方の協議会の協議の経過

国及び岩手県は、平成 25 年 9 月 17 日、岩手県における国と地方の協議会会議を開催して、以下の協議事項に関し協議を行った。

- (1) 岩手県における国と地方の協議会の運営について
- (2) 平成 25 年 9 月 6 日付け岩手県から提出された新たな措置の提案について

## 3 岩手県における国と地方の協議会の協議の内容

(1) 日 時 平成 25 年 9 月 17 日 午後 2 時から午後 2 時 30 分まで

(2) 場 所 朝日生命中央通ビル 4 階 会議室

(3) 出席者

|       |                  |        |
|-------|------------------|--------|
| 岩手県   | 副知事              | 千葉 茂樹  |
| 岩手県   | 環境生活部長           | 風早 正毅  |
| 岩手県   | 農林水産部長           | 東大野 潤一 |
| 岩手県   | 理事兼復興局副局長        | 佐々木 和延 |
| 復興庁   | 岩手復興局長           | 井上 明   |
| 復興庁   | 参事官              | 前島 明成  |
| 復興庁   | 岩手復興局参事官         | 村田 久明  |
| 農林水産省 | 農村振興局農村政策部農村計画課長 | 光吉 一   |

(4) 議事要旨

ア 国と地方の協議会の運営について、事務局から「岩手県における国と地方の協議会運営規則（案）」について説明があり、案のとおり了承された。

イ 岩手県から提案された「再生可能エネルギー（風力・地熱）を活用した自立・分散型エネルギー体制確立のための特例」について、以下のやりとりがあった。

(岩手県)

- ・ 岩手県は東日本大震災津波により多大なライフラインの被害が発生し、復旧に時間を要した。
- ・ 東日本大震災津波の際の長期間にわたる停電を教訓とし、津波により甚大な被害を受けた沿岸部や内陸部の市町村において、災害時に一定のエネルギーの供給が可能な「災害に強い地域づくり」を復興の取組として位置付けている。
- ・ 東日本大震災復興特別区域法に基づく新たな特例措置の提案の検討を行うため、岩手県再生可能エネルギー復興推進協議会を設置し、協議を実施してきた。
- ・ 岩手県に豊富に賦存する再生可能エネルギーを活かし、電力自給率を向上するとともに、県内各地域で自立・分散型エネルギー供給体制を構築することが必要である。一方、風力及び地熱の導入適地の中には開発行為や農地転用が困難である農用地区域内農地や第1種農地が含まれることから、農林水産業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入促進が共存できる環境整備が必要である。
- ・ 復興推進事業として再生可能エネルギーによる発電事業を定めた復興推進計画について認定を受けたときは、優良農地の確保に支障を生じないことを前提に、規制の特例措置として、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定により許可を受けるべきものに対し、これらの許可があったものとみなすこととしていただきたい。

(国)

- ・ 津波被災地においては、復興整備計画の作成による農地転用規制の緩和等を措置しており、これを踏まえて、今後とも柔軟に対応していく考えである。復興に取り組まれている地域においては、土地利用の在り方や個別具体事案の調整について検討されていると思うが、必要があれば、担当職員を現地に派遣するなどして対応したいと考えている。
- ・ 農村地域の資源を活用して再生可能エネルギーを創出していくことは、農山漁村の活性化等に資するものとして重要と認識している。他方、農地は、食料供給や多面的機能の発揮といった重要な役割を果たす国内の限りある資源であり、優良な農地を確保することは必要である。このため、再生可能エネルギーの発電設備の取扱いについては、再生可能エネルギーの導入と優良農地の確保という双方の観点に留意しながら、全国的な制度の問題として検討したいと考えている。

(岩手県)

- ・ 津波被災地である沿岸市町村については、これまでも復興整備計画の作成に向けて国の御協力をいただいております、引き続き柔軟に対応していただきたい。
- ・ 今回の提案は、被災地での復興の取組として、自立・分散型エネルギー供給体制を構築することができるよう、復興特区として、内陸部を含んだ特例措置の創設を提案しているものである。
- ・ 全国的な制度の問題として検討するとのことだが、今想定されるスケジュールを教えてください。

(国)

- ・ 本年6月の規制改革実施計画において、風力発電設備の設置の取扱いについて閣議決定されている。この実施計画においては25年度に検討・結論を得ると定められている。現時点でそれ以上の具体的な日程は決まっていないが、引き続き検討を進めていきたい。

(岩手県)

- ・ 全国的な制度については、今年度、あと半年ぐらいの間にいろいろな動きがあると思うが、引き続き、情報提供をお願いしたい。
- ・ 今回の岩手県の提案や実情を配慮した検討をしていただきたい。

(国)

- ・ 情報提供については、復興庁を通じるなどして、適宜対応していきたい。
- ・ 今回の岩手県の提案や今日いただいた意見等も踏まえ、全国的な制度の問題として検討していきたい。

#### 4 その後の意見交換等

- (1) 上記3の会議後、国において、上記3の会議等を踏まえ検討を行い、第185回臨時国会に農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「再エネ法」という。）案を提出した。これを受けて、国から岩手県に対し、平成25年9月6日付け岩手県から提出された新たな措置の提案（以下「提案」という。）に対する国の考え方について以下のとおり説明を行った。

##### 【国の考え方】

平成25年11月15日に成立した再エネ法に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備に係る農地転用許可制度上の取扱いについて、以下のような方向で検

討している。また、これらについては、省令や基本方針において定めることを予定している。

① 再エネ法に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備を推進する区域（以下「整備区域」という。）を第1種農地に設定する場合の基準を規定する予定。

ア 第1種農地を含む以下の農地について整備区域を設定可能とする。

a 再生利用困難な荒廃農地

b 再生利用可能な荒廃農地のち、生産条件が不利で、相当期間耕作に供されず、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地

イ 風力発電設備に関しては、以下の要件を満たす第1種農地について、荒廃農地以外の農地も整備区域に含めることを可能とする。

a 年間を通じて安定的に風が観測される場所であること

b 沿道など農地の集団化等農作業上の利用に支障がない位置にあり、必要最小限の農地を設定するものであること

② 整備区域内で、以下の要件を満たし、設備整備計画に従って整備される再生可能エネルギー発電設備を、第1種農地の転用不許可の例外に追加する予定。

ア 整備区域について、市町村と国又は都道府県との間で農業上の土地利用との調整が調ったものであること

イ 再生可能エネルギー発電設備を整備する者の設備整備計画に記載された農林漁業の健全な発展に資する取組について、再エネ法に基づく協議会において協議が調ったものであること

(2) 上記(1)の国からの説明に対し、岩手県から以下のとおり意見があった。

#### 【岩手県の意見】

上記(1)の国の考え方を了解する。(1)の国の考え方にある省令や基本方針の制定の動きがあったときは、その内容等について情報提供をお願いしたい。また、再エネ法に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備に係る農地転用許可制度の運用や東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画による運用に当たっては、上記3の会議等において説明した岩手県の実情を考慮し、できる限り柔軟に対応するとともに、再エネ法に基づく基本計画の作成事務が被災市町村の負担の拡大とならないよう、配慮していただきたい。